

1 目 標

- (1) 生徒が自主的・自発的に活動することによって自主性や課題解決能力を育成する。
- (2) 他の部員と協力して活動することにより、協調性や責任感、連帯感などを育て、また努力による達成感や充実感を感じられるようにする。
- (3) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年の枠を越えて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成を勉強する。

2 設置する部活動

運動部：野球部、陸上競技部、サッカー部、ハンドボール部、ソフトテニス部、バレーボール部、バスケットボール部、バドミントン部、卓球部、柔道部、(水泳部、剣道部)

文化部：吹奏楽部、美術部

3 部活動の運営について

- (1) 休養日 平日：原則として1日を完全休養日とする。(曜日は各部で設定する。
休日：土曜日か日曜日のどちらかを休養日とする。
(大会等で休めないときは次週に振り代える。)
 - ・ 定期考査前：1週間前(土日含む)の放課後から活動停止とする。
 - ・ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。
- (2) 活動時間 平日：2時間程度
休日：3時間程度
 - ・ 試合前等で活動時間の延長を希望する場合は、事前に生徒・保護者に連絡し、校長の許可を得ることとする。(活動時間とは実際に活動している時間で準備・片付けや練習試合などの移動や空き時間等は除く)
- (3) 大会参加
 - ・ 大会参加については、主催団体を明らかにし、校長の許可を得ることとする。
- (4) その他
 - ・ 校外で活動する場合は、3日前までに「校外活動届」を事前に校長に提出する。
 - ・ 県外への遠征や泊を伴う試合・遠征等へ参加する場合は、1週間前までに予定を明記した「遠征届」を校長へ提出し、許可を得る。

4 その他

- (1) 部活動顧問者会について
 - ・ 年度始めに顧問者会を実施し、共通ルール等について確認することとする。
 - ・ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
- (2) 部活動懇談について
 - ・ 各部は、少なくとも年1回は部活動懇談会を設け、保護者に各部活動の運営方針について説明する。
- (3) 部費の取扱について
 - ・ 部費等の取扱については、公費に準じ、適切に管理する。
 - ・ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。